

**地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく排出抑制等指針の改正案に
対する意見の募集の結果について**

平成28年4月

環境省地球環境局地球温暖化対策課

1. 概要

環境省では、平成27年12月8日に地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく排出抑制等指針の改正案を公表し、本指針に関する意見募集を行いました。

2. 意見募集期間

平成27年12月8日から平成28年1月8日までの約1ヶ月間

3. 意見募集方法

メール、郵送、FAXにて意見を募集

※資料については、電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp/>)及び環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/>)で公表

4. 意見内容

本件に関してお寄せ頂いた御意見は以下のとおりです。提出された御意見の内容につきましては、電子政府の総合窓口[e-Gov]の「パブリックコメント」欄に掲載いたします。

- (1) 意見提出者 5名
- (2) 意見数 7件

5. お寄せ頂いた御意見の概要及び御意見に対する考え方

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
1	「第一三(2)②ウ」の「c 紫外線処理設備」について、配水池水位に関係なく連続点灯した運用が多く見られるため「紫外線照射を必要としないときに紫外線ランプを消灯し、必要な時に点灯できる紫外線処理設備の採用」を追記すべきである。	御意見を踏まえて、「第一三(2)②ウ」の「c 紫外線処理設備」における「紫外線照射強度の制御による紫外線処理の効率化その他必要な措置」を「紫外線照射強度・照射時間の制御による紫外線処理の効率化その他必要な措置」に修文します。 なお、必要な時に点灯できる紫外線処理設備の採用との御意見については、技術開発の動向等を踏まえ、今後の改正の検討にあたり参考とさせていただきます。	2

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
2	<p>「第一 四 (2) ① ウ」の「b 汚泥濃縮設備」について、「汚泥性状を踏まえたベルト濃縮機又は常圧浮上濃縮機の導入による機械濃縮動力の低減」となっているが、特定の濃縮機に限定した表現と受け取られかねないため、「汚泥性状を踏まえたエネルギー消費の少ない機械濃縮機の導入による機械濃縮動力の低減」と記載すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえて、「第一 四 (2) ① ウ」の「b 汚泥濃縮設備」における「汚泥性状を踏まえたベルト濃縮機又は常圧浮上濃縮機の導入による機械濃縮動力の低減」を「汚泥性状を踏まえたエネルギー消費効率の高い機械濃縮機の導入による濃縮動力の低減」に修文します。</p>	1
3	<p>「第一 四 (2) ① ウ」の「d 汚泥脱水設備」について、「低含水率脱水設備の導入」となっているが、乾燥機や汚泥焼却炉が無い下水処理施設ではむしろエネルギー消費が大きくなってしまうため、「後続プロセスを踏まえた低含水率脱水設備の導入」と記載すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえて、「第一 四 (2) ① ウ」の「d 汚泥脱水設備」における「低含水率脱水設備の導入」を「後続プロセスを踏まえた低含水率脱水設備の導入」に修文します。</p>	1
4	<p>この指針では、多くの排出の抑制等に係る措置が挙げられているが、「努める」「望ましい」との表現に止まっているため、特に推奨される措置や、措置の優先順位、少なくともいくつ程度の措置を行うべきか、なども明記すべきである。</p>	<p>本指針は、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の五、第二十条の六及び第二十一条に基づき策定するものであり、事業者の努力義務に関して告示するものです。なお、告示とは別に、措置の具体的な内容や、措置を講じる際の考え方等を分かりやすく記載した指針の解説資料を今後策定し、公表する予定です。</p>	1
5	<p>地球規模で温室効果ガス削減への意欲が高まっている現在、我が国としても現状に応じて指針を改正していくべきであり、上下水道・工場用水道部門における排出制限等指針を公表する事は評価すべき点だと考える。日本企業の経済発展とともに環境対策の意識を高めるために、今後も適宜改正してほしい。</p>	<p>今回の改正案の内容に賛同する御意見として承ります。 また、今後の改正の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>	2